

『安全報告書（2009年）』

株式会社 草津観光公社

（草津国際スキー場）

平成21年9月1日

『草津国際スキー場』

索道安全報告書（2009）

【草津国際スキー場】

ゴンドラリフト1基（通年運行）、クワッドリフト2基、ロマンスリフト9基

1. 利用者の皆様へ

「草津国際スキー場」の御利用と索道事業に対する御理解を頂きまして、誠に有難うございます。当「草津国際スキー場」は、平成19年7月1日より指定管理者制度により、株式会社草津観光公社に管理運営が委ねられました。

当社では、経営理念の第一に「安全輸送の確保」を掲げ、法令の遵守と共に安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取り組みや、安全の実態について自らを振り返ると共に利用者の皆様に広く御理解を頂くために公表をするものです。皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、是非とも積極的な御意見を頂戴できれば幸いです。

代表取締役社長 湯本 恒三

2. 基本方針と安全目標

（1）基本方針

当「草津国際スキー場」の経営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、社長以下社員全員に周知・徹底をしております。

- ①一致協力して輸送の安全に努めること。
- ②輸送の安全に関する法令及び関連する規定をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
- ③常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
- ④事故、災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
- ⑤情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。

（2）安全目標

昭和50年4月1日から現在まで、索道運転事故が皆無であり、引き続き社

長を先頭に安全輸送の確保に努め、事故0件を目標に取り組む所存です。

3. 事故等の発生状況

(1) 索道運転事故

当「草津国際スキー場」においては、昭和50年4月1日から平成17年9月30日までの30年間にわたり索道運転事故が皆無であり、平成17年10月に栄えある関東運輸局長表彰を受けました。その後においても事故の発生はありません。

(2) 災害（地震や暴風雨、豪雪、雷、雪不足等）

平成20年度は、強風のためゴンドラリフト20日間、クワッドリフト4日間、ロマンスリフト30日間運行を停止しました。

(3) インシデント(事故の兆候)

平成20年度、単線自動循環式特殊索道において1件のインシデントが発生し、国土交通省関東運輸局へ報告を行っております。

4. 輸送の安全確保のための取り組み

(1) 人材教育

安全統括管理者が中心となり、会社のトップや索道技術管理者等を交えて、年2回安全対策会議を開催し、「安全輸送の確保」に関する意見交換を行っております。また、関東運輸局主催の索道技術管理者研修会（2日間コース）には、索道技術管理者6名全員が受講をしており、関東鋼索交通協会主催の索道技術研修会（2日間コース）には毎年輪番で参加をしており、20年度においては2名が参加しております。また、保守管理技術の習得を目的とした、民間索道メーカー主催の「自動循環式索道の握索装置」（3日間コース）に2名の社員が参加をいたしました。

(2) 緊急時対応訓練

ゴンドラリフトにおいては、年2回実施している定期点検整備期間中に職員総参加により救助訓練及び予備原動機の運転訓練を実施するとともに、クワッドリフト・ロマンスリフトにおいては、毎シーズン職員総参加（パトロール隊員を含む。）で救助訓練を実施しております。

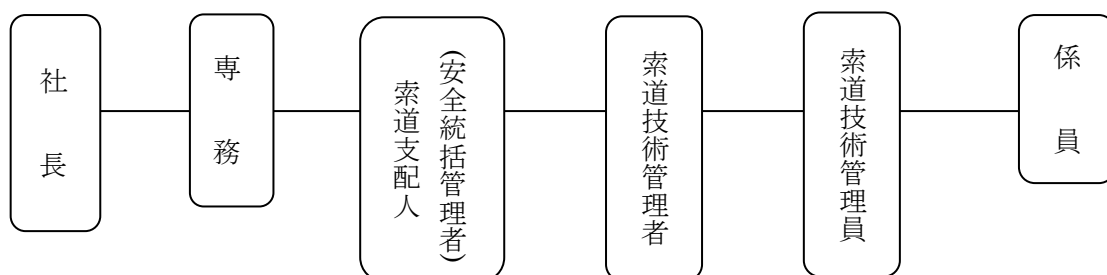
(3) 安全のための投資と支出

安全維持・向上のため営業収入の11%～18%を施設の修繕費に充てており、20年度においてはゴンドラリフトで握索機のオーバーホール（47基）、受変電設備の変圧器絶縁油交換、支柱点検台の交換、サイクロ減速機の交換、通信ケーブルの張替え、シーケンサー交換等を実施し、クワッドリフトでは原

動機のオーバーホールを実施し、ロマンスリフトにおいては原動機のオーバーホール、通信ケーブルの張替え、制動機油圧ユニットの交換、施設塗装等の修繕を実施しました。

5. 「草津国際スキー場」安全管理体制（平成20年4月1日現在）

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。



- 社長：輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
- 専務：社長を補佐し、スキー場事業を含め、社内業務を統括する。
- 索道支配人：索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
- 索道技術管理者：安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括する。
- 索道技術管理員：索道技術管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他技術上の事項に関する業務を管理する。

6. 利用者の皆様の連携と御願い

(1) 「御客様の声を大事にし、“かたち” にしています。」

より安全で信頼される索道をつくるため、皆様から御寄せ頂いた声を役立てて参ります。

(2) リフト乗車時の注意事項

<乗車時>

- ①リフト利用に不安な方は、係員に申し出て下さい。
- ②「のりば」の表示位置で、スキー、ボードを正しく前に向けて待機して下さい。
- ③乗れなかったら、直ぐにリフトから離れて下さい。
- ④スキーヤーは、ストックが隣の人の迷惑にならないように注意して下さい。
- ⑤リュック等はヒザの上へのせ、衣服等のヒモにも注意して下さい。
- ⑥ボーダーは、流れ止めを付け、ハイバックをたたんで下さい。

<乗車中>

- ①乗車中は手すりにつかまり、深く腰を掛けて下さい。
- ②セフティーバーが装着されているときは、セフティーバーを下げて、バーにつかまり、深く腰を掛けて下さい。
- ③乗っている時は、次のことを行わないで下さい。
 - イ. イスを揺らすこと。
 - ロ. イスから飛び降りること。
 - ハ. イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
 - ニ. ストック等で支柱などにさわること。
- ④リフトが止まっても飛び降りないで下さい。

<降車時>

- ①「おりば」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐに進んで下さい。
- ②降りられなかったら、そのままイスに座っていて下さい。
※係員の指示に従って下さい。

(3) このスキー場で、スキーをなさる方へ！

このスキー場では、次の事柄をよくご理解のうえ、別に定められた、「スキー場の行動規則」を守って、事故の無いようにして下さい。(スノーボーダーは、「スキー」を「スノーボード」と読み替えて下さい。)

- ①スキーには、次のような特有の危険があることを御承知のうえ、これを御自身の注意により避けるようにして下さい。
 - イ. 雪・風・霧など、天候による危険。
 - ロ. がけ・凸凹など、地形による危険。
 - ハ. アイスバーン・なだれなど、雪の状態による危険。
 - ニ. 岩石・立ち木など、自然の障害物による危険。
 - ホ. リフト施設・建物・雪上車輛など、人工の障害物による危険。
 - ヘ. 他のスキーヤーとの接触による危険。
 - ト. 自らの失敗による危険。
- ②スキー場管理区域の外に出ないで下さい。管理区域内でもコースに指定されていない所には出ないで下さい。
- ③保護者の目の届かない所での御子様の単独行動は、お止め下さい。
- ④当スキー場では、この告知及びスキー場の行動規則の無視・軽視による事故には責任を負いかねます。
※以上の事柄を承認できない方は、このスキー場でのスキーをお断りします。

(4)「スキー場の行動規則」

- ①他人を傷つけたり、脅かしたりしてはならない。
- ②地形・天候・雪質・技能・体調混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう滑り方を選ばなければならない
- ③前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- ④追い越すときは、その人との間隔を十分あけなければならない。
- ⑤滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上を良く見て安全を確かめなければならない。
- ⑥コースの中で座り込んではいけない。狭い所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。転んだときは、すばやくコースをあけなければならない。
- ⑦登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- ⑧スキーやスノーボードには、流れ止めを付けなければならない。
- ⑨掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール、スキー場係員の指示には従わなければならない。
- ⑩事故に出会ったときは、救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず、身元を明らかにしなければならない。

財団法人 日本鋼索交通協会
財団法人 日本スキー連盟
財団法人 日本職業スキー教師協会
全国スキー安全対策協議会
日本スノーボード協会

7. 御連絡先

「安全報告書」に対する御感想及び「草津国際スキー場」の安全への取り組みに対する御意見を御寄せ下さい。

〒377-1711

群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根国有林158林班
株式会社 草津観光公社 索道事業部 宛て

TEL：0279-88-8111

FAX：0279-88-8540